

新地方公会計制度に基づく財務4表について

(平成23年3月31日現在)

平成23年11月
遊 佐 町

1 はじめに

地方公共団体の財政分析については、これまで様々な手法がもちいられてきましたが、ストック情報（蓄積された資産情報）への関心の高まりからバランスシートの作成ニーズが高まり、本町では平成12年12月旧自治省で作成した指針に基づき、初めてバランスシートを作成しました。しかしながら普通会計のみを対象としているため、町全体の姿が捉えられないといったご意見もいただきました。

平成13年3月総務省から各地方公共団体全体のバランスシート作成のため、新たな「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究報告書」が出され、この点について、一定の指針が示されました。これを受けて本町では平成13年度遊佐町全体のバランスシートを作成した結果、町の全体像にいくらかでも近づけたのではないかと考えております。

その後、平成18年6月に「行政改革推進法」が成立、これを契機に国では同年8月の「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」により各団体に対し「新地方公会計制度」に基づく財務4表の整備又は作成に必要な情報の開示を求めています。この「新地方公会計制度」は、各団体の内部管理強化と外部へのわかり易い財務情報開示を行い、説明責任の履行と財政の効率化・適正化を図るというもので、指針ではその一環としての財務4表の整備を、人口3万人以上の都市は平成21年度までに、町村や人口3万人未満の都市等は平成23年度までに取り組むものとされています。

2 財務4表について

平成19年10月に公表された総務省の「新地方公会計制度実務研究会報告書」では、発生主義・複式簿記の考え方を導入し、4つの財務書類「貸借対照表（バランスシート）」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」

を整備することとされました。

地方公共団体の会計制度は、一年間の現金の出入りを把握することに重点を置いた現金主義の考え方に基づくものですが、この制度では、これまでの行政活動によって形成された道路、学校、公園等の「資産」がどのくらいあるのか、あるいはその対価として将来支払わなければならない「負債」がどのくらいあるのかといった情報は読み取ることができません。財務4表では、これら「資産」や「負債」の状況を把握し、さまざまな角度から財政状況を分析できるようになるため、より多くの財務情報を町民の皆さんに公表することが可能になります。

本町では平成13年度に、平成12年度決算を基にしたバランスシートを作成して以来、総務省方式によるバランスシートを作成・公表してまいりましたが、今般、初めて総務省改訂モデルによる財務4表（普通会計分）を作成しましたので公表いたします。

(1) 貸借対照表（バランスシート）

町が行政サービスを提供するために保有している財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを総括的に対照表示した一覧表です。左側の借方（資産）と右側の貸方（負債・純資産）のバランスが一致していることから「バランスシート」とも呼ばれます。

資産とは、インフラ資産や施設等の有形固定資産や、出資金や特定目的基金等の投資的資産、そして現金や未収金等の流動資産など、行政サービスを提供するために保有するものや将来的にサービス提供のために用いることのできるものをいいます。

負債とは、地方債の未償還元金や退職手当引当金など、将来負担しなければならないものをいいます。資産を形成する財源としてみた場合、負債は「将来世代が負担する部分」と考えることができます。

純資産とは、資産と負債の差額であり、公共資産整備のために投入された国県補助金や一般財源等が計上されます。負債が「将来世代が負担する部分」であるのに対し、純資産は「現在までの世代が負担した部分」とみることができます。

なお、貸借対照表（バランスシート）については、これまでの作成過程で普通会計を対象にしたもののほか、公営事業会計をあわせた本町の全会計を対象にしたものも作成してまいりましたので、これまでと同様2つの帳票を作成し

ました。詳しくは「H22 バランスシートの概要」をご覧ください。ただし、昨年度まで作成・公表してきた貸借対照表（バランスシート）と本年度分では有形固定資産の算出方法や様式の一部に変更がありますので、対前年比較の際はご注意ください。

(2) 行政コスト計算書

一年間の行政活動のうち、福祉や教育に代表される、資産形成に結びつかない経常的な行政サービスに係る経費とその行政サービスの対価として得られた財源を対比させたものです。民間企業会計で使用されている損益計算書に近いものですが、行政サービスの場合、「税込などの収入」と行政コストとの「差額」がすなわち企業会計における「売上」や「利益」とはならないので、両者には相違があるといえます。

この行政コスト計算書により、資産形成に結びつかない一年間の行政サービスを提供するにあたって、人件費や物件費といったどのような性質の経費が用いられたか、またこれらの行政サービス提供の見返りとしての使用料や手数料といった受益者負担がどの程度あったか、あるいは経常行政コストと経常収益が行政目的別にどの程度あったかを見ることができます。

(3) 純資産変動計算書

貸借対照表の純資産の部に計上されている各数値が、一年間でどのように変動したかを表した計算書です。地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として計上され、行政コスト計算書で算出された純経常行政コストが減少要因として計上されることにより1年間の純資産の変動が明らかになります。純資産の部は「現在までの世代が負担した部分」ですので、一年間で今までの世代が負担した部分がどのように増減したのかがわかることになります。

(4) 資金収支計算書

歳計現金の出入りの情報を、「経常的収支の部」、「公共資産整備収支の部」及び「投資・財務的収支の部」という三つの区分（活動）に分けて表示したものです。

「経常的収支の部」は、地方税や地方交付税などの経常的収入から日常の行政サービスを行うにあたって必要な支出額を差し引いたものです。

「公共資産整備収支の部」は、国県補助金や地方債発行による借入金などの収入から公共資産を整備するための支出額を差し引いたものです。

「投資・財務的収支の部」は、貸付回収金や公共資産等の売却収入から貸付金・基金積立金・地方債償還金などの支出額を差し引いたものです。

現金などの収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。これにより、町のどのような活動に資金が必要とされ、それをどのように賄ったのかがわかるとともに、歳計現金をどのような性質の活動で獲得し、または使用しているのかを読み取ることができます。

また、基礎的財政収支（プライマリーバランス）に関する情報は、町債発行による収入を除いた歳入と、町債の元利償還額を除いた歳出のバランスを見るもので、プライマリーバランスが均衡している場合、現世代の受益と負担が釣り合っていることとなります。市場金利が名目経済成長率と釣り合っていれば公債残高の対GDP比が一定に保たれますが、近年のように市場金利が名目経済成長率を上回っている状況では、債務の累増を防ぐためにプライマリーバランスの黒字が必要となります。

3 今後の対応について

遊佐町では、これまでも広報等でバランスシートの内容や財政状況などをお知らせしてきましたが、今般、新たな取り組みとして普通会計における財務4表を作成しました。（バランスシートについては公営事業会計をあわせた本町の全会計を対象）

この財務4表のうちバランスシートを除く各表は作成初年度ということもあり、対前年比較や詳しい分析は次年度以降に対応する予定です。更には今後の課題として、①公有資産台帳の整備・資産評価の実施・売却可能資産の精査等による資産計上の精度の向上②国の指針に示されている第三セクター等をあわせた連結財務4表の作成などがあげられますが、これらの課題に取り組みながらよりわかりやすい財政状況の公表に努めてまいりたいと考えております。

（参考）連結財務書類で対象となる団体について

地方公共団体と連携協力して行政サービスを実施している関係団体を連結して、その資産及び負債等の全体像を一覧性のある形で示すものです。

連結対象となる団体は、①当該団体の事務事業と密接な関連を有する業務を行っている地方独立行政法人、②一部事務組合・広域連合、③地方三公社（土

地開発公社、住宅供給公社、地方道路公社）及び第三セクター（商法・民法法人等）となっています。そのうち第三セクターについては、地方公共団体からの出資比率 50%以上を連結対象とし、25%以上 50%未満についても役員派遣や財政支援等の実態から、法人経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる場合には連結対象とすることとされています。